

議 事 日 程 （ 第 3 号 ）

平成22年12月10日（金曜日） 午後3時35分 開議（本会議）

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第 73号 平成22年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）

議第 74号 平成22年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議第 75号 平成22年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

議第 76号 平成22年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第 77号 平成22年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 2 ※請願事件審査結果報告及び採決

請願第 1号 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）参加反対に関する請願

請願第 2号 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加反対に関する請願

請願第 3号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対することに関する請願

請願第 4号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対することに関する請願

※条例案件の審議及び採決

日程第 3 議第 78号 遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の設定について

日程第 4 議第 79号 遊佐町過疎地域固定資産税課税免除条例の設定について

日程第 5 ※補正予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第 6 議第 80号 平成22年度しらい自然館体育館改築建築主体工事請負契約の一部変更につ

いて

日程第 7 議第 81号 遊佐町過疎地域自立促進計画の策定について

日程第 8 議第 83号 町営バスの取得の変更について

※人事案件の審議及び採決

日程第 9 議第 82号 遊佐町教育委員会委員の任命について

※発議案件の審議及び採決

日程第10 発議第 7号 米価下落等に対する対策措置を求める意見書の提出について

日程第11 発議第 8号 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）参加反対を求める意見書の提出につ

いて

日程第12 発議第 9号 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加反対を求める意見書の提出

について

日程第13 発議第10号 選択的夫婦別姓法案に反対する意見書の提出について

日程第 1 4 発議第 1 1 号 永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について

て

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第 3 号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 1 4 名

出席議員 1 3 名

1 番	筒 井 義 昭 君	2 番	高 橋 久 一 君
3 番	高 橋 透 君	4 番	赤 塚 英 一 君
5 番	阿 部 満 吉 君	6 番	佐 藤 智 則 君
7 番	高 橋 冠 治 君	8 番	土 門 治 明 君
9 番	三 浦 正 良 君	1 0 番	堀 満 弥 君
1 2 番	那 須 良 太 君	1 3 番	伊 藤 マツ子 君
1 4 番	高 橋 信 幸 君		

欠席議員 1 名

1 1 番 阿 部 勝 夫 君

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	堀 田 堅 志 君
総 務 課 長	本 宮 茂 樹 君	企 画 課 長	村 井 仁 君
産 業 課 長	小 林 栄 一 君	地 域 生 活 課 長	伊 藤 孝 君
健康福祉課長	東 海 林 和 夫 君	町 民 課 長	渡 会 隆 志 君
会 計 管 理 者	本 間 康 弘 君	教 育 委 員 長	佐 藤 多 嘉 子 君

教育委員会
教育長 那 須 栄 一 君 教育課長 菅 原 聡 君
選挙管理委員会
農業委員会会長 阿 部 一 彰 君 委員長 尾 形 克 君
代表監査委員 高 橋 勤 一 君

☆

出席した事務局職員

局長 金 野 周 悦 次 長 今 野 信 雄 書記 斎 藤 浩 一

☆

本 会 議

議長（高橋信幸君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時35分）

議長（高橋信幸君） ただいまの議員の出席状況は、11番、阿部勝夫議員が所用のため欠席、そのほか全員出席しております。

なお、説明員としては町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、本日の議事日程の追加についてをお諮りいたします。本日の日程に発議第8号 「環太平洋戦略的経済連携協定」（ＴＰＰ）参加反対を求める意見書の提出についてほか、発議案件2件を日程第10の次に追加し、日程11、日程第12、日程第13といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程に日程第11、発議第8号 「環太平洋戦略的経済連携協定」（ＴＰＰ）参加反対を求める意見書の提出について、日程第12、発議第9号 「環太平洋戦略的経済連携協定」（ＴＰＰ）交渉参加反対を求める意見書の提出について、日程第13、発議第10号 選択的夫婦別姓法案に反対する意見書の提出についてを追加することに決しました。上衣は自由にしてください。

それでは、請願事件の審査結果報告に入ります。

日程第2、請願第1号 「環太平洋戦略的経済連携協定」（ＴＰＰ）参加反対に関する請願について、文教産建常任委員会土門治明委員長より審査の結果について報告を求めます。

文教産建常任委員会、土門治明委員長、登壇願います。

文教産建常任委員会委員長（土門治明君）

平成22年12月10日

遊 佐 町 議 会

議 長 高 橋 信 幸 殿

文教産建常任委員会
委員長 土 門 治 明

付 託 事 件 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第1号 「環太平洋戦略的経済連携協定」(T P P) 参加反対に関する請願

2. 意見及び結果

本請願の願意は、理解できるので採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

平成22年12月9日

議 長(高橋信幸君) それでは、請願第1号についての質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋信幸君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋信幸君) ないようですので、討論を終了し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。

本件について委員長報告のとおりこれを採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(高橋信幸君) 挙手全員です。

よって、請願第1号はこれを採択とすることに決しました。

次に、請願第2号 「環太平洋戦略的経済連携協定」(T P P) 交渉参加反対に関する請願について、文教産建常任委員会土門治明委員長より審査の結果について報告を求めます。

文教産建常任委員会、土門治明委員長、登壇願います。

文教産建常任委員会委員長(土門治明君)

平成22年12月10日

遊 佐 町 議 会

議 長 高 橋 信 幸 殿

文教産建常任委員会
委員長 土 門 治 明

付 託 事 件 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第2号 「環太平洋戦略的経済連携協定」(TPP)交渉参加反対に関する請願

2. 意見及び結果

本請願の願意は、理解できるので採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

平成22年12月9日

議長(高橋信幸君) それでは、請願第2号についての質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋信幸君) ないので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋信幸君) ないので、討論を終了し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。

本件について委員長報告のとおりこれを採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋信幸君) 挙手全員です。

よって、請願第2号はこれを採択とすることに決しました。

次に、請願第3号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対することに関する請願について、総務厚生常任委員会阿部満吉委員長より審査の結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員会、阿部満吉委員長、登壇願います。

総務厚生常任委員会委員長(阿部満吉君)

平成22年12月10日

遊佐町議会

議長 高橋 信 幸 殿

総務厚生常任委員会

委員長 阿 部 満 吉

付託事件審査報告書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第3号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対することに関する請願

2. 意見及び結果

本請願は慎重に審査したが、不採択とすべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

平成22年12月9日

議長（高橋信幸君） それでは、請願第3号についての質疑に入ります。

9番、三浦正良議員。

9番（三浦正良君） 委員長にお伺いしますけれども、審議内容、それから何対何の割合だったのかをお伺いをしたいと思います。

議長（高橋信幸君） 総務厚生常任委員会阿部満吉委員長。

総務厚生常任委員会委員長（阿部満吉君） 私も委員長をしながらのメモでございますので、ひょっとしたら発言者の意に沿わないメモになるかもしれませんが、ご報告をしたいと思います。

永住外国人に地方の選挙権の付与についての請願でございました。1つは、永住外国人の中には事情がありまして、長年日本にいる方がある。祖国に帰るところもなし。多国籍を認める国もあるが、日本には複数国籍を認める法律ではないということも勘案して、遊佐町にも外国から来られた方も多くおられますが、祖国の国籍を捨て切れないでいる。といっても、日本に暮らすことがその方の選んだ道であるということで、参政権が欲しいというのであれば、それは制限する必要はないのではないか。ほかに、この参政権付与に関しましては議論が足りない。足りないうちに極端な意見を付して意見書を提出するのは、時期尚早ではないかというような反対側の意見が多かったのだと私も記憶しております。よって、2対3で不採択というふうに決まりました。

議長（高橋信幸君） 9番、三浦正良議員。

9番（三浦正良君） 今の委員長の報告の中で、それは帰化をすることができることが前提にとらえておられるのか、その辺が議論になったのかをお伺いをしたいと思います。

議長（高橋信幸君） 総務厚生常任委員会阿部満吉委員長。

総務厚生常任委員会委員長（阿部満吉君） 帰化をする、しないにかかわらず、最初の方は参政権は必要に応じては付与してもよいのではないかと、あとほかの方の意見は、帰化するという前提以前に議論が足りないということでの意見の提言だったというふうに記憶しております。

議長（高橋信幸君） これにて9番、三浦正良議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

3番、高橋透議員。委員長報告に反対の討論ですか、それとも賛成の討論ですか。

3番（高橋透君） 不採択に反対の討論です。請願書に賛成の討論です。

議長（高橋信幸君） では、10番、堀満弥議員。委員長報告に反対の討論ですか、賛成の討論ですか。

10番（堀満弥君） 賛成の討論です。

議長（高橋信幸君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋信幸君） ほかにないようですので、この2名にて討論を行います。

初めに、委員長報告に反対の討論の3番、高橋透議員から討論をお願いします。

3 番（高橋 透君） 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対することに関する請願書不採択に反対する討論です。

永住外国人に関しては、さきの第2次世界大戦に起因する方々が多く、不幸な時代がありました。しかし、戦後65年が経過し、2世、3世、4世など、日本で生まれた世代が占める割合が大きくなりました。その状況を考えると、アメリカが多民族国家であるように、日本においても外国人の血を引く日本人がふえてもいい時代に来ているのではないかと思います。日本国憲法においては、日本人として多くの権利が保障されています。ただし、それと同時に大きな義務があることも認識しなくてはなりません。したがって、永住外国人の方々においても、日本の国をさらに繁栄させるために日本の国籍を取得されて、地方の政治だけでなく、国政にも積極的に参加していただきたいという願いを込めて、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対することに関する請願書に賛同いたします。不採択には反対、請願書には賛成ということですので、お間違いないようによろしく願いいたします。

議長（高橋信幸君） 続いて、委員長報告に賛成の討論を許可いたします。

10番、堀満弥議員、登壇願います。

10 番（堀 満弥君） 請願第3号、委員長報告に対して賛成討論を行います。

参政権は、その国に所属している人々が国という枠組みを通して政治に参加する仕組みであります。永住外国人への参政権の問題は、基本的には日本の社会の一員として長く暮らしている人たちの人権の問題ではないでしょうか。地方行政の大部分は住民サービスに関することであり、地方参政権の付与に当たっては日本国籍のあるなしにかかわらず、住民としてその地域に暮らしていることが重要であります。例えば老人の介護サービスをどうするのか、近所にゴミ焼却場や埋立地ができる地域の環境保護などのさまざまな住民と密接なかわりのある問題などがある場合、その地域で暮らしている人たちは、国籍に関係なく大きな影響を受けることになります。そのような社会の重要な問題を決める場に、日本で長く暮らし、地域の一員として税金も納めている永住外国人には参政権がなく、参加できないというのは不合理であり、現実的ではないと思います。国の参政権のように、外交や安全保障など、国を左右するような影響のある参政権の付与は論外ではありますが、首長や議員の選挙でも地域に住む外国人の人が参加することは、ともに地域を支えているという意識も高まり、いい地域づくりができるのではないかと思います。既に自治体の中には、住民投票では条例を改正して外国人の住民も投票できる自治体も出てきております。日本の社会は日本人のものだけではなく、そこに暮らすすべての人たちのものであると思います。

このようなことから、外国籍の人たちの政治参加を排除しようとする永住外国人への地方参政権付与の法制化に関することに不採択請願に賛成してくださるようお願い申し上げまして、私の討論といたします。

議長（高橋信幸君） 以上で討論を終了し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択です。

本件について委員長報告のとおりこれを不採択とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（高橋信幸君） 6 対 6。

暫時休憩します。

（午後 3 時 5 6 分）

休

憩

議 長（高橋信幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4 時 3 0 分）

議 長（高橋信幸君） 初めに、休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会赤塚英一委員長より協議の結果について報告をお願いします。

赤塚英一委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（赤塚英一君） ただいま議会運営委員会を開催し、請願第 3 号の採決について協議をした結果、次のように意見決定したので、報告いたします。

ただいまの採決は賛否を問うのに困難ですので、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、無記名投票で表決を行うことといたしました。

議 長（高橋信幸君） ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、請願第 3 号については無記名投票で採決を行います。

投票に入る前に、会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は本日の日程が終了するまで延長することに決しました。

それでは、投票に入ります。

ただいまの出席議員は、本職を除き 12 名です。

立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条 2 項の規定によって、立会人に 3 番、高橋透議員、4 番、赤塚英一議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議 長（高橋信幸君） それでは、議場の閉鎖を求めます。

（議場閉鎖）

（何事か声あり）

議 長（高橋信幸君） 暫時休憩します。

（「先ほどは委員長報告に賛成か反対で、いいと思うんどもこれ確認さねまねということで
す、私」の声あり）

議 長（高橋信幸君） これから説明させる。

念のため申し上げます。無記名投票となりますが、委員長報告に賛成の方は賛成と、反対する方は反対と、この記載を願います。また、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第84条の規定により反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋信幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（高橋信幸君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

局長（金野周悦君） 議席番号と氏名の読み上げ。

1 番 筒井義昭議員、2 番 高橋久一議員、3 番 高橋 透議員、4 番 赤塚英一議員、
5 番 阿部満吉議員、6 番 佐藤智則議員、7 番 高橋冠治議員、8 番 土門治明議員、
9 番 三浦正良議員、10 番 堀 満弥議員、12 番 那須良太議員、13 番 伊藤マツ子議員
（投票）

議長（高橋信幸君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋信幸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3 番、高橋透議員、4 番、赤塚英一議員、立ち会いをお願いいたします。

（開票）

議長（高橋信幸君） 投票の結果を報告します。

投票総数は12票。

賛成 5 票

反対 7 票

うち、

白票 1 票

以上のとおり反対が多数であります。

（何事か声あり）

議長（高橋信幸君） 暫時休憩します。

（午後4時43分）

休

憩

議 長（高橋信幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時47分）

議 長（高橋信幸君） ただいまの投票の結果によって、請願第3号はこれを採択とすることに決しました。

（議場の閉鎖を解く）

議 長（高橋信幸君） 次に、請願第4号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対することに関する請願について、総務厚生常任委員会阿部満吉委員長より審査の結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員会、阿部満吉委員長、登壇願います。

総務厚生常任委員会委員長（阿部満吉君）

平成22年12月10日

遊 佐 町 議 会

議 長 高 橋 信 幸 殿

総 務 厚 生 常 任 委 員 会

委員長 阿 部 満 吉

付 託 事 件 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第4号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対することに関する請願

2. 意見及び結果

本請願の願意は、理解できるので採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

平成22年12月9日

議 長（高橋信幸君） それでは、請願第4号についての質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、討論を終了し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。

本件について委員長報告のとおりこれを採択とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（高橋信幸君） 起立多数です。

よって、請願第4号はこれを採択とすることに決しました。

暫時休憩します。

(午後4時50分)

休

憩

議長(高橋信幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後5時12分)

議長(高橋信幸君) 初めに、休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会赤塚英一委員長より協議の結果について報告をお願いします。

赤塚英一委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長(赤塚英一君) ただいま議会運営委員会を開催し、次のように意見決定したので、ご報告いたします。

本日の日程に日程第14号、発議第11号 永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出についてを追加することといたしました。

議長(高橋信幸君) ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本日の議事日程に発議第10号の次に永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出についてを追加し、日程第14といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋信幸君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程に日程第14、発議第11号 永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出についてを追加することに決しました。

それでは、確認ですが、請願第3号についてはこのような形で進めますので、再度確認をさせていただきます。異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋信幸君) それでは、次に条例案件の審議、採決を行います。

日程第3、議第78号 遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の設定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

13番、伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) それでは、私のほうから少しお聞きをいたします。

先日、一般質問のときに、国のいわゆる中教審の答申等について、国の考え方に対して前向きな理解をしているというふうにして説明をされました。そこで、町長にお尋ねしたいのですが、ということは国の考え方と町の考え方との間に整合性がとれないのではないかというふうにして思いますので、そのことをまず1点お尋ねをしたいのと、それからもう一つは、社会教育での公民館活動はもう古いのだという考え方があるのかなのか、この2点をお尋ねいたします。

議長(高橋信幸君) 時田町長。

町 長（時田博機君） 中教審の考え方について、私は十分理解をいたすものとは申しておりました。例えば我が町に生まれ育ち、そして成長、成熟していくそれぞれの段階やそれぞれの場面において、町民一人一人がみずからの学習意欲を高め、自主的に課題に取り組み、豊かな生活を営むことができるよう行政として支援をしていくことが求められている中教審の答申には十分に理解をするということでございますし、その中で社会教育は生涯学習行政の中にも含まれながらも、中核的な役割を期待されていることも触れられておりますから、その重要性についても十分理解をいたすというところでございます。

ただ、今新しい体制に進もうとしている中の問題について否定しているという形ではなくて、それを包含した意味で、もっと大きい意味での全体的なまちづくりにつなげてまいりたい、これまでの社会教育の成果を次につなげる、そして住民の皆様のまちづくり協会等を中心としたこれまでの、ここ何年間の活動をさらなる発展させていきたいと思っている次第であります。

（「社会教育は古いと……」の声あり）

町 長（時田博機君） それは、そういう考えは持っていません。

議 長（高橋信幸君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 2年前に同じようなセンター化への進めていくというふうな議案が出されたときに、その背景には、あのころ、今どき社会教育の中での公民館活動ではないでしょうと、そういう声が結構ありました。今回もそういう声を聞きました。そこで、今町長はいわゆる国の答申等については十分理解をするし、それを包含した上でのセンター化だというふうなお話がありましたが、この間も申し上げたように、否決をされてからまだ2年です。このことに対して経緯についてお尋ねをいたしましたが、私が受けとめたものの中では、はっきりした明確なものはなかったような気がいたします。私は、多分もう社会教育は古いのだということが根底にあったのではないかなというふうにして思います。土台にこういうことのが考え方があって進められたのではないかと。しかし、答申などの報告での重要視をされているので、前向きに理解をしているというふうにして説明されたのではないかなというふうにして私は思っています。

私は、これを見つけたときには大変驚きました。町はこれまで住民説明会に対しては、中心的な柱として言われてきたことは、少子化や高齢化、その他もろもろのさまざまな課題があると、こういう課題に対して公民館ではもうできないのだと、そういう説明をされてきたのです。私も何度か説明会には行って、お話を聞いてきました。この答申等については、多分当局も見えていなかったのではないかなというふうにして思います。見ていなかったのが悪いというふうなことではないですけども、多分見たらば、こういうふうな方向性は打ち出せないのではないかなというふうにして思いますが、その辺のことについてお尋ねしたいと思います。

それから、住民にそのような説明をしてきたわけですので、この答申とは違う内容の説明をしてきましたので、このことを一体どういうふうにして住民に説明をしていくのかと、この2点についてお尋ねいたします。

議 長（高橋信幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 住民への説明と現在皆さんに配付しているものが違うということはまずない、これは断じてないということをまず表明しておきます。

それから、私は2年前に何でこの議題が賛成少数でなったかというときに、伊藤議員はそれは社会教育は絶対なくしてはならないというポリシーで発言なさったと思いますけれども、だけれども賛成していなかった人でも、実は方向性はそんなに間違っていないのだけれども、十分な説明もないままに、そしてたしかあれは10月になってから指定管理という問題が出てきたり、その辺非常に急な説明、提案だったと思います。そして、その当時、町民の理解はそんなに十分得られているという現状ではなかったと思いますけれども、現在あれからほぼ2年がたとうとしていますけれども、私も就任以来1年9カ月になりますけれども、まさに丁寧に丁寧に、21年度はこれまでの体制を引き継ぐ形、22年度からは公民館事業でなくて、予算的な事業についてはすべてまちづくり協会が主催する形で段階的に進めてきたつもりでありますし、事あるごとにこしはここまでいきましょうよと、来年はここまでいきましょうよという話も進めてきました。また、全体の会合を設けて、お盆前に開いて、お盆明けから地区説明会したり、そして各地区6カ所、これが2回もまた丁寧に回ってきたということを考えたとき、それからある地区ではもう十分準備はできているから、早くスタートしてほしいのだという激励も1つの地区ばかりでなく、複数の地区からいただいているという現状を見たときに、方向性として間違っていない、だけれども十分過ぎるほどの説明もしていなかった2年前から比べれば、私は十分な町民理解とは、それはかないませんかもしれません。だけれども、おおよその理解は得られたものと理解をしております。

また、条例が決まらないままに次の説明、規定等をつくるというわけには行政としてはいけないということをご理解いただかないと、全部がすべてパーフェクトにしてからではなくて、基本的なことが決まらなければ次の段階に進めないと、そのような状態であるということも、長く議員経験なさっている伊藤議員ならそれは十分におわかりのことだと思っていますので、私は手順的には本当に2年前の課題をしっかりとしっかりとクリアしていこうと、それも1回で10個も20個もクリアできるわけではないですから、町民の皆さん、そして職員としっかりと打ち合わせをいただきながら、ワン・バイ・ワン、1個ずつクリアしてきて今回の提案になったという次第であります。

以上であります。

議 長（高橋信幸君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 今、住民への説明したものと議会へ説明したのとの違いはないというふうなお話をされました。私が申し上げたのは、中教審の出していることと、中教審では地域課題解決の機能を総合的に確保することが重要と、公民館は地域課題解決の中心的な施設として位置づけ、さらに公民館の機能を充実をさせ云々というふうにして書いています。当局の皆さんが住民説明でしたのは、先ほども申し上げたように少子化だとか、高齢化の問題だとか、農業の問題だとか、そういったものに対してもう公民館では太刀打ちできないと、先ほど町長は包含をした上でというふうなお話がありました。だから、生涯学習として、教育委員会の機関ではなくて、町当局のほうに持ってくるのだというふうなお話をされてきたのです。これは、私はこの違いをいっているのです。課題解決のための公民館の機能を充実をさせていくと、これが重要視をしているというのが中教審の答申です。だから、この違いが確

実に、明確にあるのです。だから、こういう明確に説明してきたことの違いがある中で、このことをどのようにして住民説明をしていくのかというふうなことをお尋ねしたのです。

私は、この文書を見つけたときには、あっ、これは町の考え方とは違うと、このままこれを、これをというのは、このいわゆる議第78号の遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の設定について、これは提案するべきではないのではないかと思います。仮に皆さんの考え方を百歩譲っても、私は基本は社会教育だと思いますけれども、百歩譲ってもこれは説明のし直しが必要なのです。もう一度振り出しに戻して、私はやり直すことが基本だろうなというふうにして思います。だって、違うのですもの。その辺を、私これで3回目ですので、あとは質問はできないと思いますので、このことをお尋ねいたして質問を終わります。

議 長（高橋信幸君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） それでは、私が各地区に出向いて説明した本人でもありますので、説明した内容と違うというふうなことでありましたので、少し補足してお話をさせていただきたいと思います。

今伊藤議員がおっしゃっているのは中央教育審議会の答申でありまして、その下に生涯学習審議会の諮問なり答申があってそのような形になっているわけですので、これは公民館における社会教育を充実するという形で答申されるのは当たり前のことであります、文部科学省に対する諮問に対する回答でありますので。しかしながら、本町のまちづくり基本条例に定められている協働の概念というのは、もちろん社会教育は生涯学習の概念を含むものではありませんが、そもそも総務省における新しい公共空間という考えに立っております。それは、伊藤議員も今回の質問の中で新しい公共空間について触れておられましたけれども、その新しい公共空間というのが単に自治体が行政サービスを行う、あるいは相互扶助で住民だけがそのサービスを担うということではなくて、町と町民の協働によって新しい公共空間を形成をして、その中で新しいサービスを担っていくのだという概念に、これは総務省の研究会の中でも報告されておりますし、まちづくり基本条例の説明の中でも多分その話はされているのではないかなというふうに思います。

そこで、新しい行政サービスと公共空間における行政サービスというのは、要はこれまでさまざまな学習活動を公民館で行ってきたわけですが、公民館は地域課題に対してさまざまな学習のテーマを設定をし、学習はしますけれども、公民館が直接そのサービスを担うということには当然ならないわけで、その意味から言えば、地域活動を担うキーパーソンを公民館の中で育てるというのが大きな役割であります。そういう意味でいうと、あの中央教育審議会の答申は当然のことですので、そこから派生をして新しい公共空間の中で町と町民が協働して地域の課題を解決していくというのは、さらに一歩進んだ形でないと組織できないということに当然なるわけであります。その意味で、公民館が古いとか、社会教育が終わったということではなくて、その成果の上に立ってというふうに私は何度も申し上げてきたつもりでありますので、これまでの社会教育で培ったキーパーソン、その皆さんが中心になって地域の課題を協働の力で解決をしていくという、こういう基本的な概念に立って今回の条例案ということになっているということをご理解いただきたいというふうに思います。もちろん文部科学省で言う社会教育、公民館の概念も入っておりますし、また協働の概念でいくと総務省における新しい公共空

間、そして協働の概念によってつくられているものだということでご理解いただければありがたいと思います。

以上でございます。

議 長（高橋信幸君） これにて13番、伊藤マツ子議員の質疑は終了いたします。

5 番、阿部満吉議員。

5 番（阿部満吉君） このまま採決を迎えるのも後味が悪いので、私も一言言わせていただきたいと思います。

私は、いわゆる社会教育という概念もなかったころ、学校を卒業してすぐ青年団活動に誘われまして、青年団活動をしてまいりました。それが社会教育であったのかどうなのか、今わからないのですが、そうやって青年団活動の中で、遊佐町で青年団の県大会も実行委員会の中で仕事もさせてもらいましたし、その活動の中で今の愛する妻を見つけ、公民館結婚をしました。その公民館結婚式の写真に、けさ若いころの自分に会いに行きまして、私はどんな決断をすればいいか、自分の写真を見てきました。そんな青年団活動のトップであった前小野寺喜一郎町長が全国を見た上で、2年前、この条例案を提出したときに、私は小野寺喜一郎という男の考えに魅せられて賛成をした人間であります。今回、そのとき反対というか、まだ早いと言った時田当時議員が現在、このようにまた同じような条例案を提出しております。小野寺喜一郎の男を見て私は賛成をしましたけれども、今回、きのうの常任委員会の中でもまだ解決できない、定まっていない内容がきょう提出していただきましたペーパーの中にもございます。今までの町長は、計画行政ということで、もう理詰めで政策を決めてきたはずですが、でき上がったものは例えば岩石採取のことであったり、風力発電のことであったり、あれと、経過が違ふような、そんなことになる場合が往々にして私には感じられております。

私は、やはり2年前の小野寺喜一郎町長が目指したまちづくりのあり方をもう一度やり直せるというのは、今が最後のチャンスではないのかなというふうに考えております。しかし、課題はまだ残っております。その課題について、我々も細則とか実施要綱になるわけですが、意見を挟めるように、勝手に決めないように、そういう宿題を町長に残さないと、簡単には賛成できないと思います。先ほどの答弁の中でも、まず順番に決めていくことだということありますけれども、結果が違ふときがあるので、その辺の約束をお願いしたいのですけれども、町長、いかがでしょうか。

議 長（高橋信幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） きょう、実は各まちづくり協議会の説明会でいろいろ指摘されたこと、それからこれから整えなければならないこと、運営等、今後の課題について皆さんに配付をさせていただきました。これについては、資料として欲しいし、担保してほしいという委員会での要望もありましたので、ただこれについては一方的に行政だけで決めるものではないと、これからまた当然三役、公民館長さんとか、それぞれの事務局の皆さんとか、いろんな地区と相談をしなければ決まらないことがいっぱいあります。それは手順しっかりと、それから一番大きいのは、すべてがもう地区にゆだねるのだという形ではやっぱり不安もあるでしょうから、まちづくりの支援の担当、これから本当3カ月、要はスタートする前なのです、実は。ところが、4月からが一番大変だと思います。しっかりとそのスタートに当たっては、やっぱりまちづくり支援、企画の担当で、しっかりと社会教育主事の経験もあったよ

うな人材を配置して、やっぱり不安の解消、それをしっかり、これは生涯学習センターも含めて、教育委員会も含めて、町のすべての課がみんなで力を合わせると、それはしっかりとお約束をしておきたいと思います。そうしないと、形はつくった、だけれども動かないではどうしようもないですから、いいスタートを切ってもらいたいし、それぞれのまちづくり、逆に言うと特徴も出しながら、だけれども共通の悩み、それから共通の協議をする場も当然必要になってくるであろうと、そのように思っております。

議 長（高橋信幸君） 5 番、阿部満吉議員。

5 番（阿部満吉君） 伊藤議員の一般質問の中で、答弁の中で教育委員長がご紹介いたしました、稲川の公民館で公民館結婚式を始めたのが全国に広まっていったというような話でありました。遊佐町にはそういったアイデアと行動力がございますので、そのような方々の意見の集積であってほしいですし、動きやすいような組織になるようお願いをいたしまして、質問を終わります。

議 長（高橋信幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 私は、このまちづくりセンターという名称についても、全体の会議でこうやったほうがいいのかというたたき台出したとき、やっぱりこれではだめですよというある方からの提案、稲川のまち協の会長さんからまちづくりセンターがいいのではないですかという提案もいただきました。また、ある地区によっては、いや、センター長、地区に任せてくださいよと、そんな何も町から任命される必要ないでしょうという提案もありました。柔軟にやっぱりこれは受け入れて、しっかり皆さんと議論して、またいい結果ができる体制、協議の場というのは、それはなくしてはならないと思います。硬直したままで進めてしまうと、必ずまたああ、失敗したとなっていくことは、絶対失敗されないという思いで、それなりの職員体制で臨ませるつもりでいます。よろしくお願いします。

議 長（高橋信幸君） これにて5 番、阿部満吉議員の質疑は終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、討論を終了し、採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議第78号 遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の設定についての件を採決いたします。

本件を議案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（高橋信幸君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第79号 遊佐町過疎地域固定資産税課税免除条例の設定についての件を議題いたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第79号 遊佐町過疎地域固定資産税課税免除条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋信幸君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、補正予算審査の結果報告に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました平成22年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）ほか特別会計等補正予算4件について、補正予算審査特別委員会土門治明委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、土門治明委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長（土門治明君）

平成22年12月10日

遊 佐 町 議 会

議 長 高 橋 信 幸 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 土 門 治 明

審 査 結 果 報 告 書

平成22年12月8日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第73号 平成22年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）

議第74号 平成22年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議第75号 平成22年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

議第76号 平成22年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第77号 平成22年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

2. 審査の結果及び意見

平成22年度遊佐町一般会計補正予算ほか4件の特別会計補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議長（高橋信幸君） お諮りいたします。

ただいま補正予算審査特別委員会委員長報告のとおり、本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋信幸君） 挙手全員です。

よって、議第73号 平成22年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）、議第74号 平成22年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第75号 平成22年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、議第76号 平成22年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第77号 平成22年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上5議案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議に入ります。

日程第6、議第80号 平成22年度しらい自然館体育館改築建築主体工事請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋信幸君） ないので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋信幸君） ないので、これにて討論を終了いたします。

これより議第80号 平成22年度しらい自然館体育館改築建築主体工事請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋信幸君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議第81号 遊佐町過疎地域自立促進計画の策定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

9番、三浦正良議員。

9番（三浦正良君） 今回のこの過疎計画について若干お伺いをしたいと思います。

今までいろんな事業の中で、一般財源からいろいろと充当している事業がそれぞれあるわけです。特に町の特徴を出す町単事業、これはほとんど一般財源から出ているわけです。そういうことも含めて、この一般財源をカバーできるような過疎債が今回使われるようになったのかなというふうにして思うと、非常に財政的には楽になるのかなというふうにして思うのですが、一般財源で今まで出していたものを過疎債を使うことによって、金額的に大体どのくらいの金額がカバーできるというのでしょうか、楽になるのかをひとつお伺いをしたいと思います。

それから、もう一つ。この過疎債を使うことによって、国の補助率がアップされますよね。それで、そのアップされた分の借り入れ差額が当然出るわけなのです。その差額が今計画をされている22年から27年の間にどのくらいになるのか、この2つをお伺いをして、それでちょっと2つの合計がどのくらいになるのかをお伺いしたいと思います。

議長（高橋信幸君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

過疎債、これはもともと一般のその他の地方債を充当している事業が多くあります。その他の地方債から過疎債に充当することで、充当率が違いますので、その分差額を生じます。その差額を積算しますと、計画の期間6年間で、ハード事業では2億6,530万円ほどと積算をさせていただきました。およそ1年間で割り返しをしますと、4,400万円ちょっとというような金額になります。ソフト事業では、今の段階ではほとんどがいわゆる一般財源を充てている事業に充ててございます。したがって、今年度説明の中でも申し上げましたとおり6,970万円、それから計画の中で23年から27年まで6,800万円を見込んでございますので、それらを合計いたしますと4億970万円、合わせまして6億7,500万円というふうな積算になってございます。

また、過疎指定に伴う国庫補助率の上乗せという部分につきましては、補助率の上乗せのある具体的事業では中山間直接支払事業、これまで知事特認地域だったものが過疎地域に指定されたことで、町の負担が逆に3分の1から4分の1になりました。補助のほうは、国県を合わせますと3分の2から4分の3になったということで、逆に町の負担が軽減されていると。平成22年度におきましては、約600万円ほど軽減されることとなります。ただし、この事業は補助を充てた以外の部分に過疎債が充当されるという事業ではございませんので、その残額に対してもそういう過疎債が充てられるという事業ではございませんから、借り入れの差額、いわゆる国庫補助金をいただいた残額に過疎債が入っていくという事業ではございません。

なお、そのほかの事業におきまして、青山邸保存整備事業におきましても、過疎指定に伴う補助率の上乗せ、現行では50%であったものが65%ということで、当初検討もいたしました。しかしながら、過疎指定前に全体計画が承認された事業であるために、途中での変更が認められないということになったというふうに伺ってございます。したがって、現時点で把握しているのは、中山間直接支払事業を27年度まで継続すると仮定した場合に、600万円掛ける6ということで、3,600万円の見積もりとなります。その結果、先ほど申しました6億7,500万円と補助率変更分の3,600万円を加えますと、7億1,100万円、ほぼ7億円程度というところで見積もっているところでございます。

議長（高橋信幸君） 9番、三浦正良議員。

9 番（三浦正良君） この過疎債計画を順調に使っていけば、大体7億1,000万円ほどが財政的に余裕ができるというようなこととして理解をしていいのかなというふうにして今お伺いをいたしました。この計画の中に、「今後の比較的規模の小さな新たな建設事業に加え、これまでの整備を行ってきた施設の維持管理、老朽化した施設への対応が大きな課題となっている。こうした状況を踏まえて、今後持続可能な財政運営を確立するために、事務事業の厳正な選択と見直し、限られた財源の重点的、効率的配分を一層進めていく」というふうにして計画表の中にあります。これは本当にある意味でいえば、客

観的に見れば堅実財政を目指すというふうにしてとらえていいのかなというふうにして思います。また、一面で見れば、守りの経営に入るというようなこともあろうかと思えます。

この財政の健全化というのは、ポイントとして大切なことですし、それと同時にこの町民も、町も、全体も、これからこの過疎計画に希望を持っていけるような、そういうような両輪も必要なのかなというふうにして思うわけですが、この辺のところは前のいろいろな説明の中で、今後具体的なことは検討もしていきたいというような話が出ておったようなのですが、その辺のところはお伺いをしたいと思います。

議 長（高橋信幸君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 具体的に守りのという今お話ありましたけれども、これまでこの議場でも公民館建てかえどうするのだとか、いろいろ提案いただいていますけれども、この過疎債を活用すれば、地域活動センターの改築、トータル的なもの、計画立てて、しっかり一步を踏み出せる状況まで来るというふうにはできると思っております。有利な起債でありますけれども、それを町の活性化につながる、過疎自立計画ですか、だけれども私は第2次の振興計画を築いたものと受けとめながらも、幾ら事業に上げて、ある面県の認可というのを受けなければならないということがございます。

振興計画、今橋の問題も午前中、橋梁の問題もありました。やっぱり有利なこの過疎があればこそ、金杉橋等、そんな形にも、橋梁の改良にも一步踏み出せる。そして、地域活動センター、今までどちらかという置き去りにというのは、なかなか財源的に厳しい中での計画が組めなかったところにも、やっと組み込める見通しがもらえるのかなと。行政が幾ら計画、夢語っても、実は財源が伴わなければなかなか執行できないという点においては、非常にありがたい過疎事業債だと思っております。過疎計画が議決ができなければ、まさに有利な過疎債、活用を返上しなければならないという状態になりますし、町民のためにかなうのかどうか、それからまた町益にかなうものかどうかという基準でしっかり判断いただきながら、町としては一面財政の健全化は当然見ながら、できることはしっかり、特に地域活動センター、今非常に古くなっています。そこら辺もしっかり検討して、1期目の6年の計画の中では改築に踏み出せる方向で来ていますので、よろしくお願いします。

議 長（高橋信幸君） 9番、三浦正良議員。

9 番（三浦正良君） 今お答えを聞いていますと、本当に健全な財政を守りながら、いろいろな事業を進める範囲の中の事業を進めていきたいというふうにして答えられたのかなというふうにして思います。ぜひその事業を進める場合、今も従来からパブリックコメントをいろいろと取り入れております。そして、今外部評価の委員会も、委員もございます。その辺、相反する面もあろうかと思えます。要するに事業選択、そういうものをしっかり見定めながら、この過疎債の計画をしっかりと使っていくことがこれから時田町政の大きな課題であらうかなというふうにして思いますので、町民のプラスになるような過疎債を使っていたきたいと思えます。

これで終わります。

議 長（高橋信幸君） これにて9番、三浦正良議員の質疑は終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第81号 遊佐町過疎地域自立促進計画の策定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）

議 長（高橋信幸君） 挙手全員です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、日程第8、議第83号 町営バスの取得の変更についての件を議題といたします。
直ちに質疑に入ります。
（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。
（「なし」の声あり）

議 長（高橋信幸君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第83号 町営バスの取得の変更についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）

議 長（高橋信幸君） 挙手全員です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、人事案件の審議を行います。
日程第9、議第82号 遊佐町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
事務局長をして朗読いたさせます。
金野議会事務局長。

局 長（金野周悦君） 上程議案を朗読。

議 長（高橋信幸君） 提出者より提案理由の説明を求めます。
時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第82号 遊佐町教育委員会委員の任命について。本案につきましては、本町教育委員会委員渡邊宗谷氏の任期が平成22年12月31日に満了となるので、引き続き任命するため、提案するものであります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（高橋信幸君） お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして、本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議ないようでございますので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

（午後6時04分）

休

憩

議 長（高橋信幸君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後6時08分）

議 長（高橋信幸君） 議第82号 遊佐町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、発議案件の審議、採決を行います。

日程第10、発議第7号 米価下落に対する対策措置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたします。

金野議会事務局長。

局 長（金野周悦君） 上程議案を朗読。

議 長（高橋信幸君） お諮りいたします。

本件につきましては、山形県町村議会議長会からの要請で提出するものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、発議第8号 「環太平洋戦略的経済連携協定」（ＴＰＰ）参加反対を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたします。

金野議会事務局長。

局 長（金野周悦君） 上程議案を朗読。

議 長（高橋信幸君） お諮りいたします。

本件につきましては、請願第1号において審査の結果、採択となったものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、発議第9号 「環太平洋戦略的経済連携協定」（ＴＰＰ）交渉参加反対を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたします。

金野議会事務局長。

局 長（金野周悦君） 上程議案を朗読。

議 長（高橋信幸君） お諮りいたします。

本件につきましては、請願第2号において審査の結果、採択となったものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、発議第10号 選択的夫婦別姓法案に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたします。

金野議会事務局長。

局 長（金野周悦君） 上程議案を朗読。

議 長（高橋信幸君） お諮りいたします。

本件につきましては、請願第4号において審査の結果、採択となったものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、発議第11号 永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたします。

金野議会事務局長。

局 長（金野周悦君） 上程議案を朗読。

議 長（高橋信幸君） お諮りいたします。

本件につきましては、請願第3号において審査の結果、採択となったものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋信幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了しました。

これをもって第468回遊佐町議会12月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後6時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

平成22年12月10日

遊佐町議会議長 高 橋 信 幸

遊佐町議会議員 筒 井 義 昭

遊佐町議会議員 高 橋 久 一